

## 日本年金機構からのお知らせ

### 遺族年金の受給資格について

遺族年金は、働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなられたとき、ご遺族に給付される年金です。亡くなられた方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または、両方の年金が給付されます。



#### ～遺族年金の受給要件・対象者・年金額～

遺族年金の種類および受給要件等は、次のとおりです。

遺族基礎年金	
受給要件 (右のいずれかの要件に当てはまる場合)	①国民年金の被保険者期間に死亡したとき(*) ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき(*) ③老齢基礎年金の受給権者または、老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき(平成29年8月からは、いずれも保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人) ※①または②の場合は、保険料納付要件として死亡日が含まれる月の前々月までの被保険者期間に、国民年金保険料納付済期間および免除期間、厚生年金保険・共済年金の期間の合計が3分の2以上あることが必要です。 なお、死亡日が平成38年(2026年)3月末までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいこととなっています。
対象者	死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」
年金額 (平成29年4月以降の金額)	・子のある配偶者が受け取るとき 779,300円+(子の加算額) (*) ・子が受け取るとき(次の額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります) 779,300円+(2人目以降の子の加算額) *1人目および2人目の子の加算額…各224,300円 3人目以降の子の加算額……………各 74,800円 ○子とは次に該当する場合です。 ・18歳になった年度の3月31日までの間にある子 ・20歳未満で障害等級1級または2級の障害状態にある子 ・婚姻していないこと

遺族厚生年金	
受給要件 (右のいずれかの要件に当てはまる場合)	①厚生年金保険の被保険者期間に死亡したとき(*) ②厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき(*) ③1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている方が、死亡したとき ④老齢厚生年金の受給権者または、老齢厚生年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき(平成29年8月からは、いずれも保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある人) ※①または②の場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件と同じです。
対象者	○死亡した方によって生計を維持されていた、妻、子、孫 ・子のいない30歳未満の妻は、5年間の有期給付となります。 ・子のいる配偶者または子は、遺族基礎年金も併せて受給できます。 ○死亡した方によって生計を維持されていた、55歳以上の夫、父母、祖父母 ・支給開始は60歳から。ただし、夫は遺族基礎年金を受給している場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。
年金額	平均標準報酬月額および加入月数に応じて算出いたします。金額については、年金事務所にお問い合わせください。

遺族年金の請求方法および必要な書類等については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

照会先 **事業所の管轄の年金事務所**まで ©日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

## 協会けんぽからのお知らせ

### 平成30年度の神奈川支部の健康保険料率は据え置き

平成30年度の協会けんぽ神奈川支部の健康保険料率は、従前の9.93%に据え置きとなります。ただし、介護保険料率は、平成30年3月分(4月納付分)より従前の1.65%から1.57%に引き下げとなります。加入者・事業主のみなさまには、何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

現行 <b>9.93%</b>	健康保険料率【神奈川支部】	平成30年3月分(4月納付分)から <b>9.93%</b>
現行 <b>1.65%</b>	介護保険料率【全国一律】	平成30年3月分(4月納付分)から <b>1.57%</b>

- ◆40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ◆賞与については、3月1日支給分から変更後の保険料率が適用されます。



### どうする? 退職後の健康保険

退職後、健康保険の資格がなくなった場合には、必ず次の健康保険制度のいずれかに加入することが義務付けられています。(国民皆保険制度)  
今回は、日を空けずに新しい会社の健康保険に加入する場合を除いた3つの加入先をご案内します。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに、健康保険の被保険者期間が、 <b>継続して2ヵ月以上</b> あること ・退職日の翌日(資格喪失日)から <b>20日以内</b> に手続きすること(必着)	お住まいの市区町村の国民健康保険担当にお問い合わせください。	扶養の条件を満たしているか、ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	在職中の被保険者と事業主の折半とは異なり、全額が自己負担となります。 保険料額 = $\frac{\text{退職時の標準報酬月額}}{2} \times \text{都道府県支部(住所地)の保険料率}$ (上限28万円) ※保険料の上限があります。 ※都道府県毎に料率が異なる場合があります。	・加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。 ・お住まいの市区町村により保険料が異なります。減免制度がありますので、詳しくは、各市区町村にお問い合わせください。	被扶養者としての保険料負担はありません。

#### 協会けんぽの任意継続保険

- ◆加入手続きは「任意継続被保険者資格取得申出書」をお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ郵送いただくか、直接支部窓口または年金事務所内出張窓口(※すべての年金事務所にはございません)でも手続き可能です。
- ◆保険証の発行は、協会けんぽでの申出書の審査と事業所が日本年金機構へ提出した資格喪失届の処理の両方が完了してからとなります。(※保険証の窓口交付は行っておりません)

4月は、多くのお客様が窓口に来訪されますので、郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします。

照会先 **協会けんぽ神奈川支部**まで  
☎045-339-5533 (代表) 電話のお掛け間違いにご注意ください。

〒240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134  
横浜ビジネスパークイーストタワー 2階

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp> 協会けんぽ